

介護福祉士実務者研修受講資金 貸付の手引き

—令和7年度版—

※実施要綱・要領や手引き、様式等は下記ホームページからダウンロードできます。

【問合せ先】

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
みやぎハートフルセンター 福祉人材センター
人材確保・支援係

〒980-0011

仙台市青葉区上杉3丁目3-1

みやぎハートフルセンター3階

TEL:022-399-8844 / FAX:022-261-9555

ホームページ：<https://www.miyagi-sfk.net>

目 次

I	介護福祉士実務者研修受講資金について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
II	手続きに必要な提出書類一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	8
III	申請から貸付までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	10
IV	介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業に関するQ&A・・・・・・・・	11

別紙：介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等

令和6年 4月 1日 改訂

I 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業について

1 目的

この資金は、介護福祉士実務者研修施設（以下、「実務者研修施設」という。）に在学し、介護福祉士資格の取得を目指す学生（受講生）に対し修学資金を貸付けることにより、その修学を容易にし、質の高い介護福祉士の養成及び確保に資することを目的としています。

2 実施主体

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行います。

3 貸付条件

（1）貸付対象者

次の要件をすべて満たす方を対象とします。

- ①実務者研修施設に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す方。
- ②実務者研修施設を卒業後、宮城県内で返還免除対象業務に従事する意思を持ち、1年以内に介護福祉士として登録できる（見込みを含む）方。
- ③県内にある事業所又は施設において、介護職員等として就労し、2年以上引続き従事する意思のある方。
- ④他の都道府県の本資金を借り受けていない方。

※職業訓練として実務者研修を受講する場合は、貸付対象外となります。

※教育訓練給付制度（雇用保険法）を利用して実務者研修施設へ修学する場合も、併用できません。

※併用の可否については、各都道府県によって異なります。

注）実務者研修施設とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項2号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設を指します。

（2）貸付期間

実務者研修施設に在学する期間とします。

- (3) 貸付金額
貸付金額は、200,000円以内です。
- (4) 貸付利子
貸付利子は無利子です。ただし、返還期限を過ぎた場合は年3%の延滞利子を徴収します。
- (5) 連帯保証人
連帯保証人1名が必要です。貸付を受けようとする方が未成年の場合は、法定代理人（父、母、親権者又は後見人）を連帯保証人としなければなりません。連帯保証人は、貸付を受けた方が貸付金の返還を行わない場合は、すべての返還義務を負担していただきます。

4 申請手続き

申請に必要な書類は次のとおりです。

- (1) 介護福祉士修学資金等借入申請書（様式第1号の3）
- (2) 業務従事施設の長の推薦書（様式第2号の2）
- (3) 申請者及び連帯保証人の世帯全員の記載のある住民票（記載事項の省略のないもの）
- (4) 個人情報取扱同意書（様式第31号）
- (5) 実務者研修の受講証明書（様式第30号）
- (6) 介護等業務従事期間証明書（様式第27号）
- (7) 申請者が未成年者で、法定代理人が2名存在する場合は、連帯保証人になっていない方からの同意書（様式第28号）

5 貸付方法

- (1) 貸付の決定
貸付の可否については、貸付審査の上決定し、申請者に通知いたします。
- (2) 資金の交付
貸付金の交付は一括交付とし、指定の口座に振り込みます。

6 貸付契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、資金の貸付を停止します。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められると

き。

- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

き。

7 資金の返還

借受者は、次のいずれかに該当した場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金の返還をしなければなりません。貸付決定通知書に記載の返還計画を変更する場合は、「返還計画変更申請書（様式第 13 号）」を会長に提出してください。

- (1) 上記6の貸付契約の解除に該当した場合
- (2) 研修施設等を卒業後1年以内に介護福祉士として登録せず、または県内において介護等業務に従事しなかったとき。
- (3) 県内において、介護・相談援助等の業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 介護・相談援助等の業務外の事由により死亡または心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

8 資金の返還期間及び方法

返還は、返還事由が生じた日の属する月の翌月から始まります。返還期間は、2年以内で一括又は月賦により返還していただきます。

9 返還の猶予

次に該当する場合は、当該事由が継続する期間、修学資金の返還を猶予することができますので、希望する場合は、関係書類を添えて「返還猶予申請書（様式第 11 号）」を提出して下さい。

- (1) 借受者が、修学資金の貸付を中止された後も引き続き当該研修施設等に在学しているとき。
- (2) 借受者が、当該研修施設等を卒業後さらに他種の研修施設等に修学しているとき。
- (3) 借受者が、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により修学資金の返還が困難であると認められるとき。

10 返還の免除

次に該当する場合は、修学資金の返還を全額または一部免除することができます。

きますので、希望する場合は、関係書類を添えて「返還免除申請書（様式第 12 号）」及び「介護等業務従事期間証明書（様式第 27 号）」を提出して下さい。

- (1) 借受者が、当該研修施設等を卒業後 1 年以内（※1）に介護福祉士の登録を行い、宮城県内で返還免除対象業務に就き、引き続き 2 年間（※2）その業務に従事した場合。

※1 について

- ・国家試験に合格できなかった場合等には、本人の申請（様式第 29 号）に基づき、次年度の国家試験を受験する意思があると会長が認めた場合、国家試験に合格した日から 1 年以内となります。4 回目以降の本人の申請（様式第 29 号）のときは、受験年度の介護福祉士国家試験の受験票の写しを添付していただきます。

※2 について

- ・実務者研修施設卒業者は、介護福祉士の登録日と返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2 年間となります。

- (2) 借受者が、上記の期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合。
- (3) 借受者が、1 年以上、宮城県内で返還免除対象業務に従事したとき。
- (4) 借受者が、死亡し、又は障害により貸付を受けた修学資金を返還することができなくなった場合（相続人又は連帯保証人へ請求を行っても返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限る。）

11 届出の義務

- (1) 借受者は、次のいずれかに該当するときは、届け出が必要です。
 - ①研修施設等を卒業したとき。「卒業届（様式第 16 号）」
 - ②資格を取得したとき。「資格取得届（様式第 17 号）」
 - ③貸付辞退、休学、復学、退学、又は停学その他の処分を受けたとき。「貸付停止・再開・辞退届（様式第 18 号）」
 - ④借受者又は連帯保証人が住所又は氏名を変更したとき。「異動届（様式第 19 号）」
 - ⑤業務を産休、病休等で一時中断したとき。「休業届（様式第 22 号）」
- (2) 借受者は、毎年 4 月 1 日現在の就業状況について 4 月末日までに報告が必要です。「就業状況報告書（様式第 20 号）」
- (3) 連帯保証人は、借受人が死亡又は心身の故障が生じた場合には、届出が必要

です。「異動届（様式第 19 号）」

- (4) 借受者は、業務に従事したときは、その日から 7 日以内に届出が必要です。

「業務従事届（様式第 23 号）」

- (5) 借受者は、業務従事先を変更し、引き続き返還免除対象業務等に従事する場合は業務従事先変更届（様式第 24 号）の提出が必要です。
- (6) 業務に従事しなくなった場合は、「業務廃止届（様式第 25 号）」及び「介護等業務従事期間証明書（様式第 27 号）」の提出が必要です。

Ⅱ 手続きに必要な提出書類一覧

1 申請時

事 項	提出書類（※印は添付書類）	提出先
貸付申請をする とき	借入申請書（様式第1号の3）	申請者→県社協
	介護等業務従事期間証明書（様式第27号）	
	業務従事施設長の推薦書（様式第2号の2）	
	実務者研修の受講証明書（様式第30号）	
	個人情報取扱同意書（様式第31号）	
貸付決定を受け たとき	申請者及び連帯保証人の世帯全員の記載のある住民票（記載事項に省略のないもの、マイナンバーは不要）	貸付決定者 →県社協
	借用証書兼誓約書（様式第6号）	
	貸付決定者及び連帯保証人の印鑑登録証明書（未成年の貸付決定者除く）	
	銀行口座振込依頼書（様式第7号） ※振込口座通帳表紙及び表紙裏のコピー。または、口座番号連絡書。（金融機関名・支店名・支店番号・口座番号・口座名義人記載・ヨミガナが判明できるもの）	

2 実務者養成施設卒業後

事 項	提出書類（※印は添付書類）	提出先
卒業したとき	卒業届（様式第16号）	借受者→県社協
資格取得したとき	資格取得届（様式第17号） ※資格登録証のコピー	借受者→県社協
国家試験に合格できなかったが、次年度受験する意思があるとき	国家試験再受験申請書（様式第29号）	借受者→県社協
介護・相談援助等の業務に従事したとき	業務従事届（様式第23号） ※雇用契約書、又は辞令のコピー	借受者→県社協

返還猶予の申請を行うとき (卒業後1年以内の就職活動中も含む)	返還猶予申請書(様式第11号) ※在学証明書、り災証明書、医師の診断書等、事由を証明できる書類	借受者→県社協
継続して業務に従事しているとき(毎年4月1日現在)	就業状況報告書(様式第20号) (免除になるまでの毎年4月末日までに提出)	借受者→県社協
やむを得ない理由により、業務を中断したとき	休業届(様式第22号) ※休業を証明できる書類	借受者→県社協
住所・氏名等に変更が生じたとき (借受者・連帯保証人)	異動届(様式第19号) ※住所を変更した場合には、記載事項に本籍、続柄の記載された住民票(マイナンバーは不要) ※氏名が変更となった場合には、戸籍謄本	借受者→県社協
同一法人・会社内で人事異動があり、これまでの業務先ならびに職種に変更があったとき	業務従事先変更届(様式第24号) ※異動後の業務先ならびに職種に従事することが証明できる書類	借受者→県社協
連帯保証人を変更するとき	連帯保証人異動申請書(様式第8号)	借受者(連帯保証人)→県社協
退職したとき	Q&Aをご覧くださいとともに、退職された際には、速やかな御連絡をお願いします。	借受者→県社協
貸付金の返還免除を申請するとき	返還免除申請書(様式第12号) 介護等業務従事期間証明書(様式第27号)	借受者→県社協 借受者(勤務先)→県社協

Ⅲ 申請から貸付までの流れ

- 1 申請受付（不備不足のない申請書類を受付とします。）
↓
- 2 審査（毎月、複数回の審査会を行います。）
↓
- 3 貸付決定（決定通知の発送を以て、貸付の決定といたします。）
↓
- 4 実務者研修受講資金を送金するための書類（借用書等）を県社協へ提出
↓
- 5 実務者研修受講資金の送金

注）1～5は、概ね1か月半の期間を要することを御了承願います。

※その他、御不明な点等がありましたら、上記県社協・人材支援係へ電話、又はメールでお問い合わせください。

IV 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業に関する Q&A

Q 1 養成施設等を卒業しました。どのような手続きが必要ですか。

答 養成施設を卒業後は、貸付金の返還が開始されますが、介護福祉士の資格を取得（登録）し、宮城県内において介護福祉士として規定業務に従事した場合は、以下の手続きを行うことにより返還猶予が可能です。

1 卒業の報告

「卒業届（様式第 16 号）」を宮城県社会福祉協議会へ提出してください。

2 資格取得の報告

介護福祉士の登録を行い、介護福祉士登録証の写しを添付して「資格取得届（様式第 17 号）」を宮城県社会福祉協議会へ提出してください。

3 業務従事の報告

規定業務に従事したときは、雇用契約書又は辞令の写しを添付して「業務従事届（様式第 23 号）」を宮城県社会福祉協議会へ提出してください。

4 就業状況の報告（返還免除が決定されるまで毎年報告）

規定業務に従事している期間は返還猶予となりますので、毎年 4 月 1 日現在の「就業状況報告書（様式第 20 号）」を 4 月 30 日までに宮城県社会福祉協議会へ提出してください。（規定業務に従事した初年度は除く）

5 介護福祉士登録後 1 年以内に、病気やその他やむを得ない事由により規定の業務に従事しなかった場合は、「業務従事延期届（様式第 21 号）」を速やかに宮城県社会福祉協議会へ提出してください。

Q 2 従事していた施設を退職しました。他施設で規定業務に従事する予定ですが、まだ決まっていません。どのような手続きが必要ですか。

答 離職された場合は、「業務廃止届（様式第 25 号）」に「介護等業務従事期間証明書（様式第 27 号）」を添付して提出してください。また、規定する業務に再就職が決まり、就業した場合「業務従事届（様式第 23 号）」に新たな勤務先が作成した雇用契約書等の写しを添付して、速やかに提出してください。

なお、退職してから再度規定する業務に就業するまでの間（1 か月以上となる場合は）は貸付金の返還義務が生じます。

Q 3 従事していた施設を退職し、翌月から別の福祉施設で働き始めましたが、どのような手続きが必要ですか。

答 再就職するまでの間が1か月以内の場合は「業務従事先変更届（様式第24号）」に「介護等業務従事期間証明書（様式第27号）」と新たな勤務先が作成した雇用契約書等の写しを添付して提出してください。

Q 4 施設に2年間従事しました。返還免除になるためには、どのような手続きが必要ですか。

答 従事した期間に休職等がなく、2年間継続して規定業務に従事した場合、返還が免除されます。「介護福祉士等修学資金返還免除申請書（様式12号）」に事業所が証明する「介護等業務従事期間証明書（様式27号）」を添えて提出してください。

なお、2年の間に複数の事業所で勤務した場合は、事業所毎の業務従事期間証明書が必要となります。

Q 5 卒業後、借受人が死亡した場合、又は心身の故障のため業務に従事できなくなった場合はどのようになりますか。

答 死亡した場合は除票(又は死亡診断書の写し)を添付し、異動届（様式第19号）を提出してください。死亡又は心身の故障により業務に従事できなくなった原因について、業務上の事由であれば返還が免除され、それ以外の事由であれば返還の義務が生じます。

別紙：介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等

1 介護等の業務の範囲

区分	施設種別等	施設又は業務
1- (1)	障害児通所支援事業を行う施設、児童発達支援センター及び障害児入所施設（旧法の知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設含む）	入所者の保護に直接従事する職員（職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。）
1- (2)	旧身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生施設	主たる業務が介護等であるもの
	旧身体障害者福祉法に規定する身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設	
	障害者総合支援法に規定する地域活動支援センター又は障害者支援施設	
1- (3)	生活保護法に規定する救護施設及び更生施設	介護職員
1- (4)	老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター	介護職員
	老人短期入所施設及び特別養護老人ホーム	
1- (5)	障害福祉サービス事業のうち共同生活介護を行う事業者	主たる業務が介護等の業務である者
1- (6)	障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、重度障害者等包括支援若しくは共同生活援助又は療養介護を行う事業者	主たる業務が介護等の業務である者
1- (7)	児童デイサービスを行っている事業所	主たる業務が介護等の業務である者
1- (8)	指定訪問介護	訪問介護員等
	指定介護予防訪問介護又は第一号訪問事業	
1- (9)	指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護若しくは指定短期入所生活介護若しくは指定介護予防短期入所生活介護又は第一号通所事業を行う施設	介護職員
1- (10)	指定訪問入浴介護又は指定介護予防訪問入浴介護	介護職員
1- (11)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護員等
1- (12)	指定夜間対応型訪問介護	訪問介護員

区分	施設種別等	施設又は業務
1- (13)	指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	介護職員
1- (14)	指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設	介護従業者
1- (15)	指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護	介護従業者
1- (16)	指定看護小規模多機能型居宅介護	介護従業者
1- (17)	指定通所リハビリテーション若しくは指定介護予防通所リハビリテーション又は指定短期入所療養介護若しくは指定介護予防短期入所療養介護を行う施設	介護職員
1- (18)	指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	介護職員
1- (19)	指定介護老人保健施設又は指定地域密着型介護老人保健施設	介護職員
1- (20)	養護老人ホーム。軽費老人ホーム及び有料老人ホーム並びに介護老人保健施設	入所者のうちに身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
1- (21)	サービス付き高齢者向け住宅	主たる業務が介護等の業務である者
1- (22)	指定介護療養型医療施設の病棟又は診療所	主たる業務が介護等の業務である者
1- (23)	介護医療院における介護職員等	主たる業務が介護等の業務である者
1- (24)	老人医科診療報酬点数表において定められた病棟等のうち介護力を強化したもの	看護の補助の業務に従事する者で主たる業務が介護等の業務である者
1- (25)	病院又は診療所	主たる業務が介護等の業務であるもの
1- (26)	ハンセン病療養所	主たる業務が介護等の業務であるもの
1- (27)	個人の家庭において就業する家政婦	主たる業務が介護等の業務であるもの
1- (28)	労災特別介護施設	介護職員
1- (29)	重症心身障害児(者)通園事業実施要綱に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行っている施設	入所者の保護に直接従事する職員
1- (30)	在宅重度障害者通所援護事業実施要綱に基づく「在宅重度障害者通所援護事業」を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
1- (31)	知的障害者通所援護事業実施要綱に基づく「知的障害者通所援護事業」を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者

区分	施設種別等	施設又は業務
1- (32)	地域生活支援事業実施要綱に基づく「身体障害者自立支援」〔生活サポート〕を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
1- (33)	「移動支援」「日中一時支援」を行っている施設又は「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者及び「訪問入浴サービス」の介護職員
1- (34)	地域福祉センター設置運営要綱に基づく地域福祉センターの職員	主たる業務が介護等の業務である者
1- (35)	原子爆弾被爆者養護ホーム	介護職員
1- (36)	原子爆弾被爆者デイサービス事業」又は「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者ショートステイ事業を行っている施設	介護職員
1- (37)	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業運営要綱に基づく「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業」	原爆被爆者家庭奉仕員
1- (38)	介護等の便宜を供する事業を行う者に使用される者	主たる業務が介護等の業務である者